

## 海ぶどうの適正表示について

近年、食品に対する安全・安心が求められている中、消費者に対する食品表示の信頼と産地ブランドに対する信頼を損なう「偽装表示」が問題となっています。

海ぶどう生産・製造業者の皆様が偽装に巻き込まれないように、以下のことに十分注意しましょう。

- 海ぶどうの出荷の際には、容器又は包装の見えやすいところに、表示（名称、産地）をしましょう。
- 出荷の際には、出荷伝票、納品伝票等を必ず発行し、販売した相手方、販売量を確実に記録しましょう。
- 出荷時の出荷伝票、納品伝票等の証拠書類は、最低でも5年間は保存するよう努めましょう。
- 母藻産地別に栽培記録（挟み込み日、挟み込み量、収穫日、収穫量、廃棄量など）を付け生産履歴を明確にしましょう。

## 海ぶどうの表示例

1. 生鮮食品      名称：海ぶどう（クビレズタ）・・・その内容を表す一般的な名称を記載  
 原産地：沖縄県〇〇市・・・主たる養殖場が属する都道府県名を記載

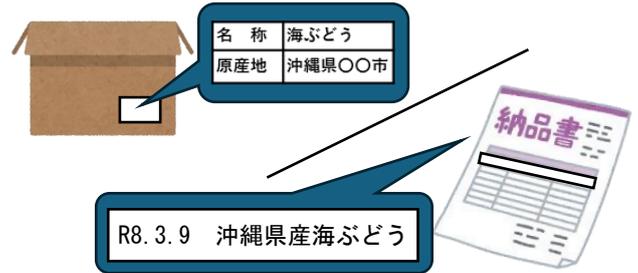
### ○表示方法

消費者向け→容器又は包装の見やすい箇所



それ以外→・容器又は包装

・送り状・納品伝票等



## 2. 加工食品（塩水漬け海ぶどう）

○一括表示が必要

○海ぶどうの原産地を重量の多い産地から順に表示。

○表示方法  
容器・包装の1つ1つに

名称	海ぶどう塩水漬け
原材料名	海ぶどう（ベトナム産、沖縄県産）、食塩／※添加物があれば記載
内容量	販売時の内容量を記載。※水戻し後ではない
消費期限	R8.〇.〇
販売者	株式会社 沖縄県那覇市〇〇番地

製造所 株式会社〇〇 沖縄県名護市〇〇番地

※販売者（表示の責任者）と製造所（又は加工の場合は「加工所」）が異なる場合記載

## 海ぶどうの産地の考え方

### 【ケース1】

海外から輸入した海ぶどうを母藻として沖縄県内で養殖した場合の原産地は？

### 【答え】

母藻が外国産であっても、県内養殖場で網に挟み込み、そこから成長した部分は県内産として取り扱うこととなります。ただし、母藻を出荷する場合の母藻の産地は、外国産となります。

なお、外国産母藻から成長した部分を出荷する際、母藻が含まれていないという根拠資料を整備する必要がありますのでご注意ください。

### 【ケース2】

海外から輸入した海ぶどうを出荷調整のみを目的として一定期間、沖縄県内の養殖場等で養生した場合の原産地は？

### 【答え】

輸入後、出荷調整のみを目的として県内の養殖場等で養生する場合の原産地は外国産として取り扱う必要があります。